

## ○公益財団法人とちぎ建設技術センター 最低制限価格の設定に関する要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、公益財団法人とちぎ建設技術センターが発注する建設工事及び建設工事等関連業務委託における品質確保を図るため、最低制限価格の設定について必要な事項を定めるものである。

(適用対象)

**第2条** 最低制限価格を設定する対象は、競争入札に付する建設工事及び建設工事等関連業務委託とする。

(準用規定)

**第3条** 最低制限価格の設定に関し必要な事項は、栃木県最低制限価格制度事務処理要領及び栃木県最低制限価格制度事務処理要領の最低制限価格設定の運用についてを準用する。

### 附 則

この要領は、令和2年6月12日から適用する。